

## 鳥取市内で計画が進められている風力発電施設について

## 1 経過

青谷・気高地域	明治・吉岡・鹿野・河原地域
福岡県の 「自然電力株式会社」	東京都の 「合同会社 NWE-09 インベストメント」
平成29年5月 「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」(風力発電施設の設置)における計画段階環境配慮書が、鳥取県へ提出される。 5月31日～6月30日まで市役所関係機関にて縦覧。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">位置図①</span>	平成29年9月 「(仮称)鳥取風力発電事業」(風力発電施設の設置)における計画段階環境配慮書が、鳥取県へ提出される。 9月8日～10月10日まで市役所関係機関にて縦覧。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">位置図②</span>
6月 鳥取県より鳥取市へ当該配慮書に対する意見照会があり、生活環境課が窓口となり鳥取市関係各課の意見を集約し回答(6/21) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙①</span>	9月 鳥取県より鳥取市へ当該配慮書に対する意見照会があり、生活環境課が窓口となり鳥取市関係各課の意見を集約し回答(10/2) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙②</span>
8月 事業者による市長表敬訪問	
9月 「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」(風力発電施設の設置)における環境影響評価方法書が作成され、鳥取市へ送付される。 9月15日～10月16日まで市役所関係機関にて縦覧。	平成30年2月 「(仮称)鳥取風力発電事業」(風力発電施設の設置)における環境影響評価方法書が作成され、鳥取市へ送付される。 2月9日～3月12日まで市役所関係機関にて縦覧。
9月29・30 事業者による地域説明会、気高、鹿野、青谷	2月17日 事業者による地域説明会(とりぎん文化会館)
11月 鳥取県より鳥取市へ当該方法書に対する意見照会があり、生活環境課が窓口となり鳥取市関係各課の意見を集約し回答(11/8) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙③</span>	2月 鳥取県より鳥取市へ当該方法書に対する意見照会があり、生活環境課が窓口となり鳥取市関係各課の意見を集約し回答(3/26) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙④</span>

## ～風力発電施設計画の現状報告にあたり～

今までに事業者から環境影響評価の配慮書及び方法書が提出され、詳細な計画が定まらない中、鳥取市の意見を踏まえて、鳥取県から事業者に対して意見書を通知しています。

現在事業者は、この意見に対する検討を行いながら計画を行っているところです。

事業者は地元説明や関係機関協議を行いながら計画を行う予定であり、今後、本市に対しても意見を求められます。

本市では景観計画に以下の「景観づくりの基準」を定めています。

**【位置の基準】**：尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。

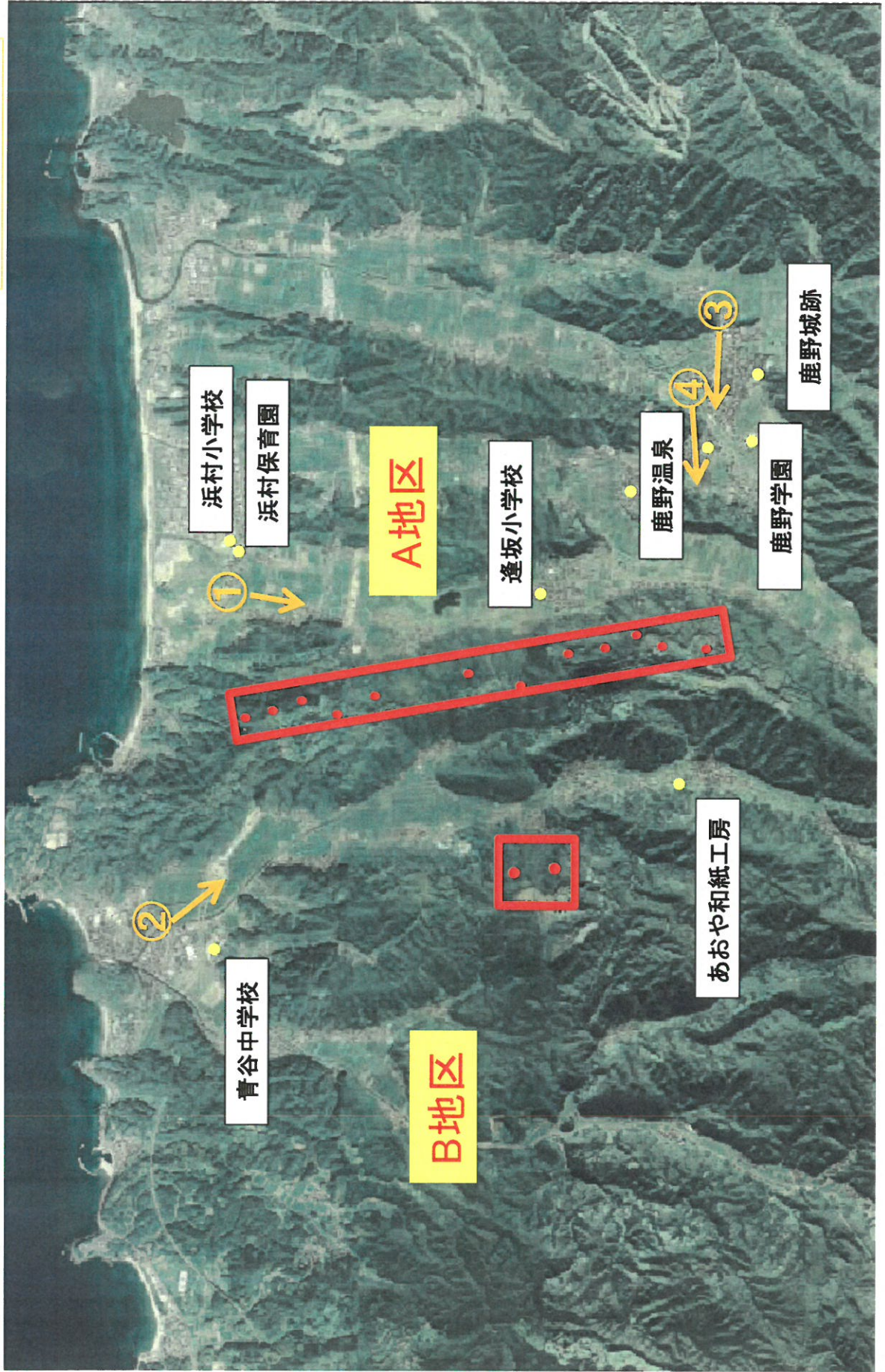
**【規模の基準】**：周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

この基準は今回のケースのように連続して構造物（風車）が尾根に建設されることは想定していません。

今後、事業者による計画が検討される中で市の意見を求められるところですが、審議会委員の皆様の意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

# 青谷町に計画されている風力発電事業について

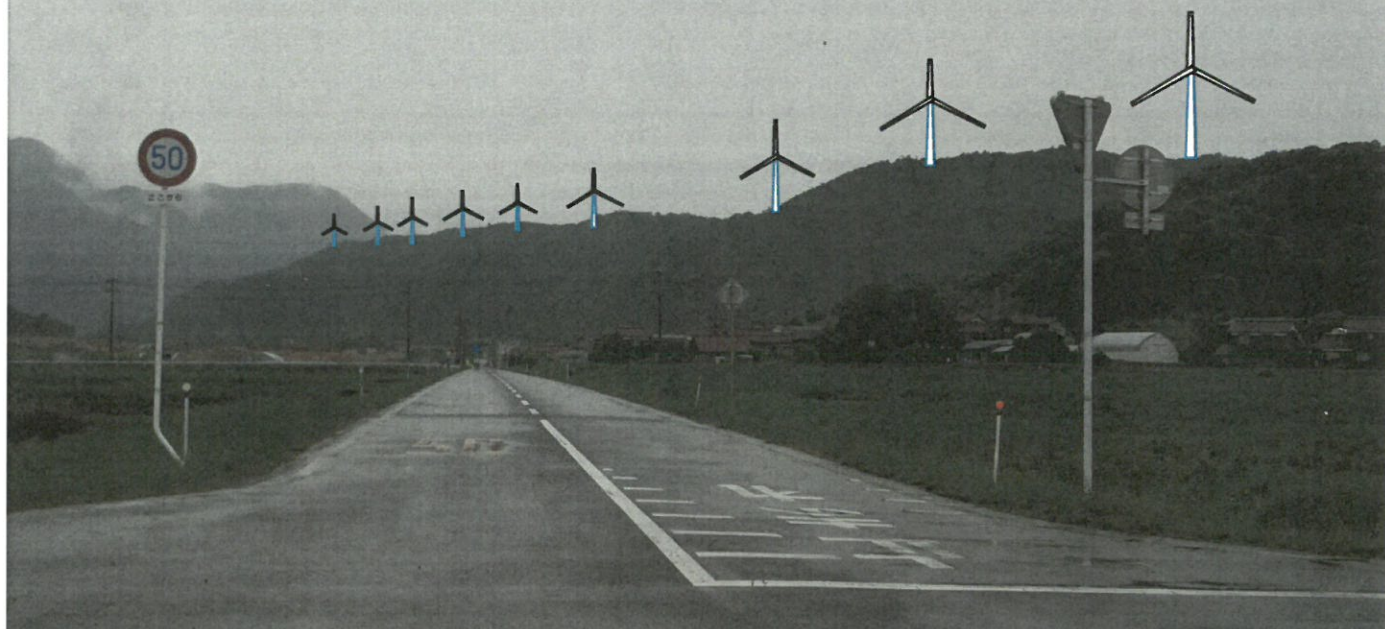
## 位置図①



- 対象事業実施想定区域
- 風力発電施設

気高町下原より南側を望む

写真①



青谷町青谷より南側を望む

写真②



風車はイメージのため記載しているものです  
(実際の計画とは異なります)



写真③

鹿野トレセンより西側を望む



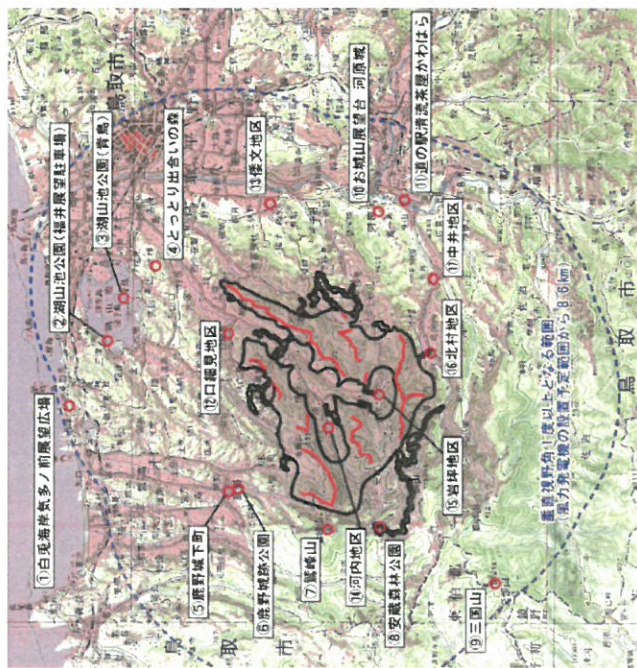
写真④

鹿野そば道場より西側を望む

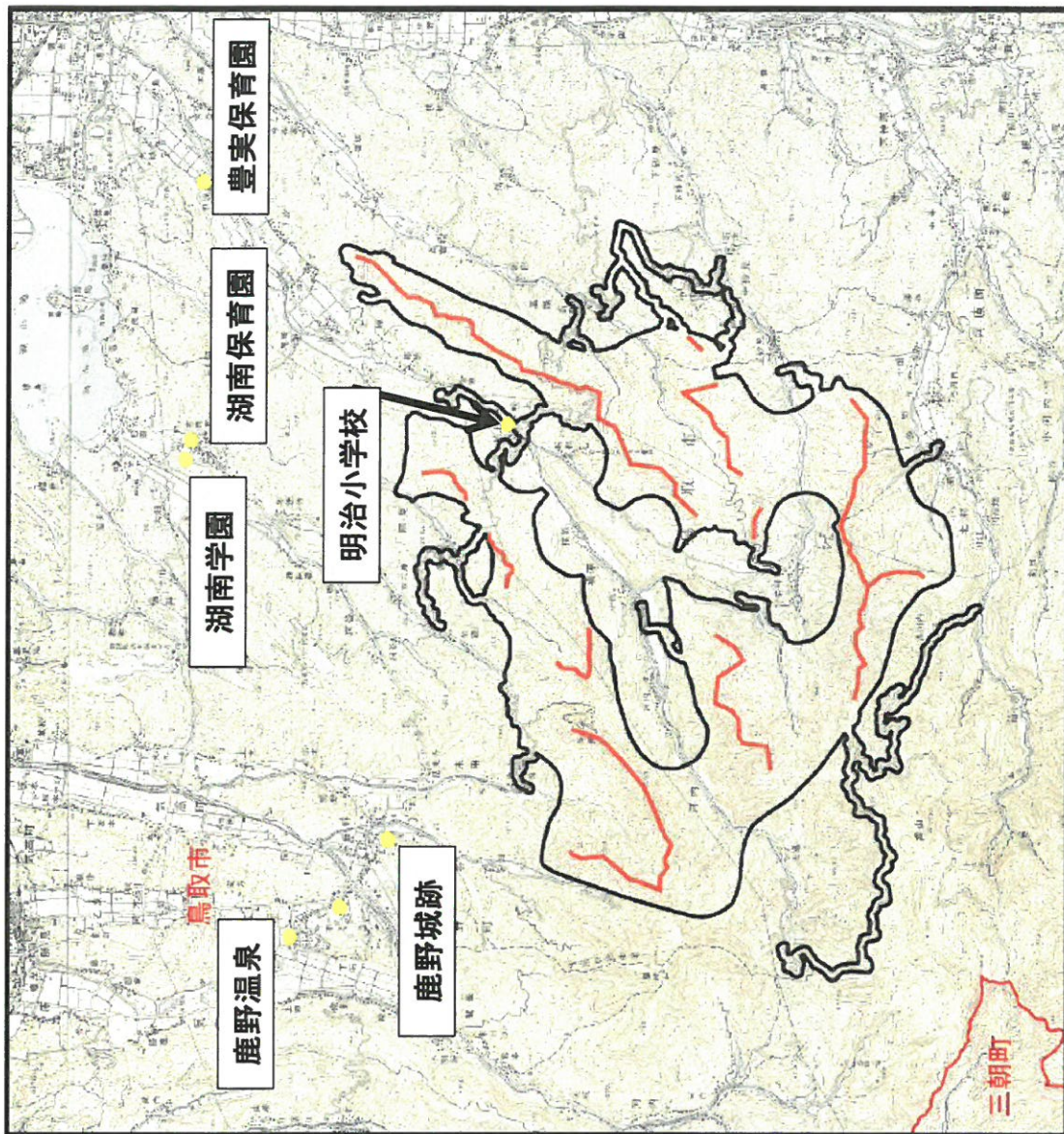
風車はイメージのため記載しているものです  
(実際の計画とは異なります)

# 明治・吉岡・鹿野・河原地区に計画されている風力発電事業について

位置図②



風力発電施設予定範囲



凡例

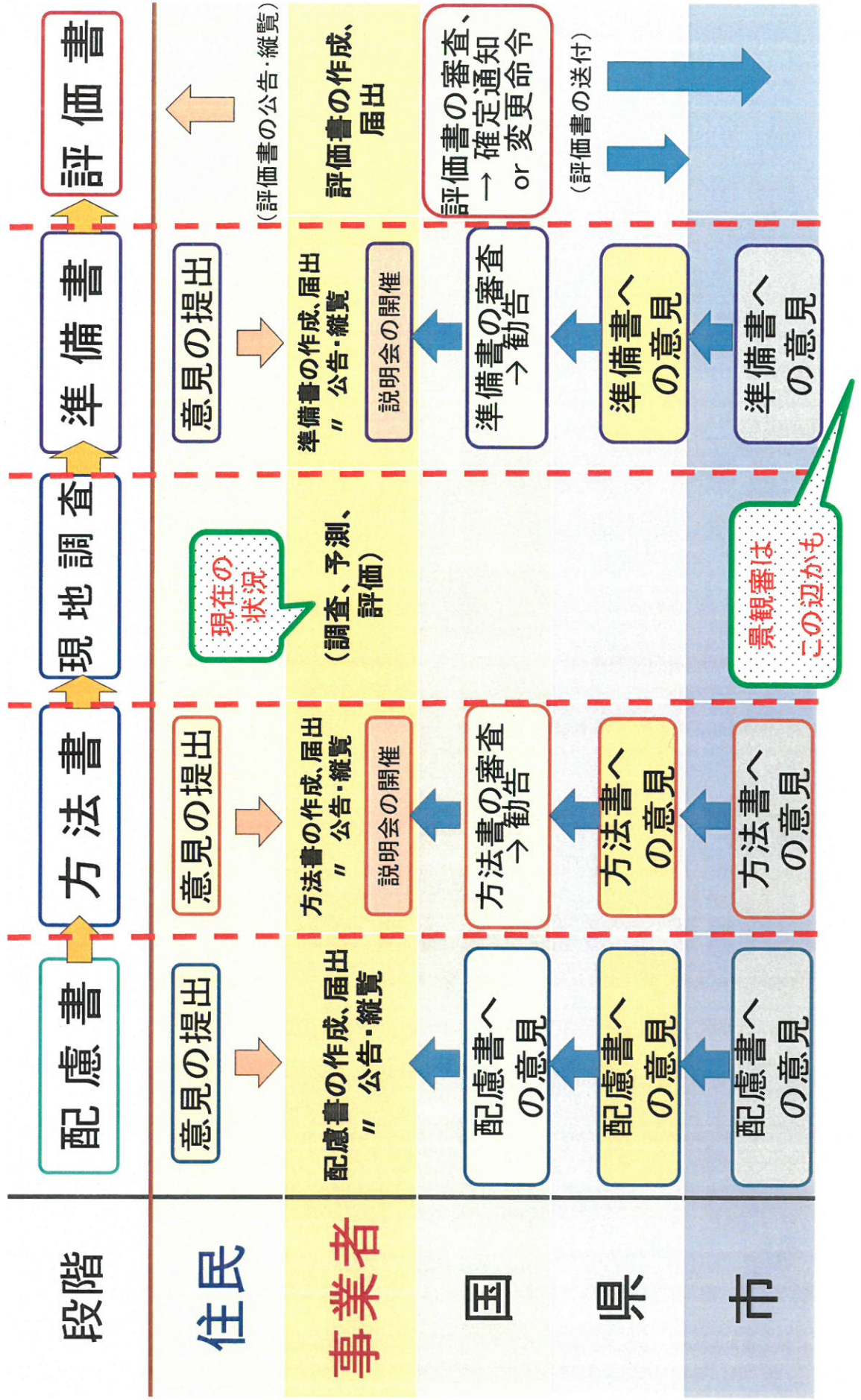
○ 対象事業実施区域

— 風力発電機の設置予定範囲

出典、合同会社NWE-09インベ  
ストメント環境影響評価方法書

# 環境影響評価(環境アセスメント)の手続き

(環境影響評価法)



# 青谷・気高地区に計画されている風力発電事業について

## 事業実施工程

(スケジュール予定表)

年	2017			2018			2019			2020			2021			2022				
	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
風況観測																				
環境影響評価																				
基礎設計																				
風車発注・製造																				
道路工事																				
土木・風車基礎工事																				
風車輸送・据付工事																				
試運転																				
運転開始																				

市景観審での説明



出典、自然電力(株)  
住民説明会資料

※あくまで現時点の想定であり、今後変更となる可能性があります。



受環生第381号  
平成29年6月21日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 深澤 義彦

(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(回答)  
(対平成29年6月2日付け第201700056695号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

計画段階環境配慮に対する意見について

- (1) 事業実施想定区域の一部は、気高都市計画区域内及び電波法の告示に係る伝搬障害防止区域内に該当します。  
(鳥取市都市整備部建築指導課)
- (2) 調査、予測及び評価について環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って、実施すること。  
指針値について環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に沿って、設定すること。  
風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているため、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。  
周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。  
(鳥取市環境下水道部生活環境課)
- (3) 本市では市全域を景観計画区域の対象としています。  
当該箇所周辺は山並みや稜線の保全を図る地域として計画し、尾根の近くにおいては稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うよう景観づくりの基準を策定しています。  
よって、設計計画時には事前協議及び鳥取市景観形成審議会で見解照会を行ったうえで、景観法第16条第1項の届出を提出してください。  
なお、事業実施にあたり景観に関する近隣地域において事前説明会を開催する等、住民の理解を得るよう心掛けてください。  
(鳥取市都市整備部都市環境課)